様式第２号（第５条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）茅野市長

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、及び代表者の氏名）

誓　約　書

　　　　私は、茅野市が発注する建設工事の建設発生土を受入れるにあたり、下記の事項について誓約します。

記

１　「茅野市建設発生土の民間受入地公募実施要領」を十分に理解した上で、応募を行います。また建設発生土受入地に登録された場合、誠意を持って受入地を管理します。

２　受入地は、申請者が自ら所有し、又は土地所有者から受入れについて同意を得た土地です。

３　申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条２号に規定する暴力団及びその構成員ではありません。

４　受入地は、廃棄物が不法に投棄された土地ではありません。

５　受入れた建設発生土は窪地の埋立てや低地の嵩上げ等のみに使用し、転売など営利目的には使用しません。

６　民間受入地として登録されていても、建設発生土の搬入が約束されるものではないことについて了解します。また、希望する土量の全てを確保することを求めません。

７　受入れ建設発生土は発生した状態で受け入れるものとし、市が行う通常の残土処理の工程以外の作業（分別等）を求めません。

８　受入れ後の建設発生土は申請者の責任において管理します。土砂の崩落、流失等の事故、溢水、汚水による周辺環境への影響等が発生した場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。

９　建設発生土の搬入が完了するまでは、公共事業による建設発生土以外は受入れません。

10　建設発生土受入に必要となる関係法令等への対応は申請者が行います。

11　建設発生土の受入れによる周辺住民等からの苦情については、申請者の責任で対応します。

12　建設発生土の受入れにより必要となる関係法令等への対応については、申請者が行います。

13　市が行う受入れ土量の検収を妨げないよう、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る建設発生土の搬入、搬出を行いません。また申請者と受入地の土地所有者が異なる場合、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。

14　申請内容に変更又は廃止の事由が生じた場合、この要領に従い速やかに定められた手続きを行います。

15　上記の事項が守られないこと又は事実との相違が判明したことを理由に市が行う一切の措置について、異議を申し出ません。